

二十歳（はたち）のつどい

ID1003610

時 1月7日(日)、午前10時(午前9時15分開場)

場 名古屋文理大学文化フォーラム(市民会館)大ホール

対 平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれで、12月1日現在、市の住民基本台帳に登録されている方

内 式典、アトラクション

他 該当者には、案内を送付しますので、12月13日(水)までに案内が届かない場合は、問い合わせてください。市外へ転出した方も参加できますが案内は送付しませんので、直接会場へお越しください

問 生涯学習課 ☎32-1440



日本商工会議所の検定試験

時 ①珠算…2月11日(祝)

②簿記…2月25日(日)

申込受付期間

①1月9日(火)・10日(水)

②1月9日(火)～15日(月)

申 平日、午前9時～午後4時に稲沢商工会議所(☎81-5000)へ ※②は1月19日(金)までインターネットでも申し込み可



「ビオトープながおか」が環境省の自然共生サイトに認定されました!

問 都市整備課 ☎32-1372

都市公園「ビオトープながおか」(祖父江町馬飼)は、NPO団体Longhill Netが清掃活動をはじめ池の管理を行っており、絶滅危惧種のミナミメダカなどが生息する池の保全活動や、希少な生物の観察会の実施など環境教育の場としても活用されています。



▲都市公園「ビオトープながおか」(祖父江町馬飼)

これらの生物多様性保全活動が認められ、環境省の自然共生サイトとして令和5年10月25日に認定されました。

—30by30目標達成に向けて—

2021年のG7サミットで約束された30by30目標は、生物多様性の損失を止め、人と自然の結びつきを取り戻すため、2030年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全しようとするものです。

目標達成のため、環境省で認定された自然共生サイトは、OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)の国際データベースに登録され、保全対象の30%として組み込まれます。



「自然共生サイト」とは、「民間の取り組み等によって、生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のことです。市内では、豊田合成(株)平和町工場ビオトープも今回認定されました。

都市計画案の縦覧

ID1004862

「尾張都市計画 法立西光坊地区計画」の決定、「尾張都市計画用途地域」を変更するため、案を縦覧します。

縦覧期間 12月13日(水)～27日(水)

縦覧場所 都市計画課

意見書の提出 案に意見のある方は、12月27日(水)までに都市計画課(☎32-1362)へ

稲沢市学校施設整備基本計画策定委員会

ID1010684

希望者は傍聴できます。

時 12月23日(土)、午前10時

場 勤労福祉会館第2・第3研修室

定 20人(抽選)

内 学校再編を含む学校施設整備に関する基本計画の審議など

申 当日、午前9時30分～9時45分に会場へ

問 庶務課 ☎32-1435

特設人権相談所の開催

問 市民課 ☎32-1311 ID1010850

12月4日～10日の人権週間にちなみ、特設人権相談所を設けます。秘密は厳守します。

時 12月28日(木)、午後1時30分～3時30分

場 市役所相談室3



●常時開設中の相談窓口

相談窓口	電話番号	受付時間
みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110	午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
こどもの人権110番	0120-007-110	
外国人のための人権相談(英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語)	0570-090-911	午前9時～午後5時(平日のみ)
市人権相談	24ページに掲載しています	

緊急車両についてのお知らせ

救急車と消防車がペア出動します

「救急車を呼んだのになぜ消防車も来るの?」と驚かれるかもしれませんが、次の場合は救急車と消防車がサイレンを鳴らし、ペア出動します。

- ① 心肺停止状態などで、高度な救命処置が必要な場合
- ② 階段や通路などが狭く、救護・搬送に時間がかかる場合
- ③ 事故現場が交通量の多い幹線道路で、二次災害の危険がある場合

少しでも早く救命処置に着手し、病院へ搬送するため、ご理解とご協力をお願いします。



緊急車両が通れません!

狭い道路や曲がり角付近での駐車は、消防車や救急車の通行の妨げとなります。災害現場への到着が遅れると、被害の拡大を招くことになります。

また、消防水利(消火栓、防火水槽、防火井戸)付近での駐車は、消火活動ができなくなる恐れがあります。

皆さんの大切な生命・財産を守るため、ご理解とご協力をお願いします。



問 消防署警防第1・第2課 ☎22-0119